

社会福祉法人 蒼生会 定款 変更の理由

規程名称	改定理由
定款	<p>●乳児等通園支援事業の開始 2025年10月24日（金）開催の「2025年度 第3回理事会」並びに2025年11月15日（土）開催の「2025年度 第2回評議員会」において、各第一号議案にて審議/可決承認された「乳児等通園支援事業 ※相模原市呼称：さがみん保育（相模原市こども誰でも通園事業）」の2026年度実施に向け、定款変更の議案提起・審議・可決承認が必要となる為。</p> <p>※変更等の詳細は以下別紙参照 ①「社会福祉法人 蒼生会 定款 2026.04.01 変更前後の比較表」 ②「第3号議案 回覧資料 社会福祉法人 蒼生会 定款」</p>

変更前		変更後	
第1条	<p>(目的) この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 軽費老人ホームの経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 (ニ) 一時預かり事業の経営 (ホ) 幼保連携型認定こども園の経営 (ヘ) 小規模保育事業の経営</p>	第1条	<p>(目的) この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 軽費老人ホームの経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人デイサービス事業の経営 (ロ) 老人短期入所事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 (ニ) 一時預かり事業の経営 (ホ) 幼保連携型認定こども園の経営 (ヘ) 小規模保育事業の経営 (ト) <u>乳児等通園支援事業の経営</u></p>